|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物件番号 | **２** | **物　件　明　細** |
| 所 在 地（住居表示） | ① | 堺市西区浜寺石津町東四丁375番102 | ② | 堺市西区浜寺石津町東四丁375番103 |
| （いずれも「堺市西区浜寺石津町東四丁13番街区」） |
| 交通機関 | 南海本線　石津川駅　南東約1.3ｋｍ（道路距離）阪堺電軌阪堺線　石津駅　南東約600ｍ（道路距離） |
| 最低売却価格 | １２，５００，０００円 |
| 面　　　積 | 登記 | ①57.82㎡　②59.98㎡ | 合計 | 登記 117.80㎡実測 117.80㎡ | 登記地目 | 宅地 |
| 実測 | ①57.82㎡　②59.98㎡ |
| 接面道路の状　　　況 | 南側：市管理通路・現況幅員約7.2ｍ・舗装有・高低差有 |
| 法令等に基づく制限 | 都市計画法 | 区域区分 | 市街化区域 |
| 用途地域 | 　準工業地域 |
| 地域地区 | 　準防火地域 |
| 建ぺい率 | 　60％ | 容積率 | 　200％ |
| その他の法令等 | 文化財保護法（埋蔵文化財包蔵地）宅地造成及び特定盛土等規制法（宅地造成等工事規制区域）屋外広告物法（沿道禁止区域）景観法（景観計画区域） |
| 私道の負担等に関する事項 | 負担の有無 | 　無 |
| 負担の内容 | 　― |
| 供給処理施設の状況 | 区　分 | 配管等の状況 | 照会先及び電話番号 |
| 公営水道 | 南側　有 | 堺市　上下水道局　サービス管理部　給排水設備課072-250-4697 |
| 電　　　気 | 南側　有 | 　関西電力送配電㈱　コンタクトセンター0800-777-3081 |
| 都市ガス | 南側　有 | 　大阪ガスネットワーク㈱　導管情報センター06-6202-2141 |
| 公共下水道 | 南側、北側　有 | 堺市　上下水道局　下水道管路部　下水道管理課072-250-9116 |
| 工　作　物 | 無 |
| 【特記事項】１　現状有姿による売却ですので、物件の引渡しはあるがままの形になります。２　本地及びその周辺一体は、二級河川石津川の改修により埋立・廃川したものです。河川改修は昭和20年代に行われており、埋立工事の内容等詳細については不明です。３　本地は、埋立後に一画地として存在していた府有地を、平成元年に売払いまたは賃貸のため分筆登記したものであり、本地と隣接地との境界協議書等はありません。境界協議等が必要な場合は、落札者において協議して下さい。４　開発行為・建築行為等の際は、堺市と協議してください。（お問い合わせ先：開発行為窓口＝堺市建築都市局開発調整部宅地安全課　電話 072-228-7483　　　　　　　　　　建築行為窓口＝堺市建築都市局開発調整部建築安全課　電話 072-228-7936）５　本地は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地である「石津遺跡」に指定されており、土木工事等の際は同法に基づく届出が必要です。（お問い合わせ先：堺市文化観光局歴史遺産活用部文化財課　電話 072-228-7198）６　本地は接面道路より最大で約50ｃｍの高低差があります。７　本地①②は、それぞれ住宅敷地として利用されていました。各地上の建物は下記のとおり撤去されておりますが、撤去工事の詳細が不明のため、建物の基礎等が本地内に残存している可能性があります。（1）本地①については、平成28年７月に建物は撤去されました。令和元年10月に地下埋設物試掘調査及び文化財確認調査を行い、この調査結果については大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。（2）本地②については、令和４年３月に建物は撤去されました。この撤去時の写真が大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。なお、本地①の地下埋設物試掘調査等により、埋設物等は発掘されていないことから、本地②での同調査等は行っていません。（お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ　電話 06-6210-9181）８　本地①について、関西電力送配電㈱の電力線３本が本地上を通過しており、大阪府はこれに関し関西電力送配電㈱と「土地賃貸借契約」を締結しています。この取扱いについては、落札者において関西電力送配電㈱と協議してください。（お問い合わせ先：関西電力送配電株式会社　大阪支社　電話 06-6105-3380）９　供給処理施設（公営水道・電気・都市ガス・公共下水道）については、各事業者にお問い合わせください。10　売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。ただし、大阪府が知りながら告げなかった内容及び買受者が消費者契約法第２条第１項に規定する消費者である場合については、この限りでありません。 |